

母子保護法制定促進運動の社会的性格について

——母子保護法制定史(一)——

一番ヶ瀬 康子

一、はじめに

第二次大戦以前のわが国における親族法は、周知のとおり家父長制家族制度を基調としたものであり、夫と死別もしくは離別した妻とその子は、一応その親族によって扶養されることが原則であった。しかし、現実にそれが可能なものは、一定以上の農家および或る程度以上の自営業者か、また財産をもったものの親族、すなわち安定した家業、一定以上の家産のあるものに限られていたといつてよいのではないだろうか。

そして、その原則と現実のギャップは、第一次大戦をきっかけに、急速に進展し、独占資本主義体制として成熟していった大正中期から昭和戦前期の日本社会において、しだいに顕著なものとなつていったように思われる。ことにそれは、農民層の分解によつて流出し都市に

増大していった細民層、また、都市の自営業層のなかにおいて、戦後恐慌、昭和恐慌、世界大恐慌によつて倒産したものなどのなかから出現していったのではなからうか。とくに、東京府およびその近県においては、未曾有の関東大震災による被害がこれに拍車をかけたものとおもわれる。

しかも一方で、当時のわが国における婦人労働者の圧倒的多数は、家計補助的な未婚女子年少労働者であり、中年層の婦人の雇用はきわめて稀であった。また雇用されたとしても、それによつて母と子とはもとより、母自身すらも生計可能とは到底考えられない程の低賃金であった。

勿論、きわめて例外的には、いわば特殊技能の所有者は、自らで生計を保持していたであろうが、当時の女子教育の主流をなしていた良妻賢母主義教育のみをうけたもの、あるいは、それすら充分うけな

かったものにとっては、それは望まうべきものですらなかったように思われる。

本稿は、以上のような仮説を、当時の資料からさらに具体的に考察し、そのような母子問題の状況が、いかなる過程で社会問題化し、母子保護法の成立（昭和一二年）に影響を与えたかを実証的に考察するものである。

二、要保護母子世帯の存在形態

昭和戦前期の低所得層すなわち、要保護層の社会経済的性格は、それに関する諸資料および諸研究から要約するならば、それは、つぎのような性格および傾向をもったものであった。（日本女子大学「社会福祉」七、八における生活問題研究会の諸資料を参照のこと）

- (1) 昭和初頭は、日本の資本主義が成熟したとはいえ、その度合および性格との関連で、賃労働の領域が、近代的労働力として素質が劣りまた適応力を欠いた没落自営業層を、充分包摂するまでに、拡大されていなかった。したがって、当時の低所得層は、資本制生産関係に直接支配されることなく、没落、停滞を余儀なくあるいは、それぞれの生産様式のままで、没落、停滞を余儀なくされたものが、その主要な要素であった。
- (2) ところが以上のような低所得層の性格は、不況期から戦時にむかって、かなり変化していった。ことに、自営業的性格をもったまま最下層に沈没していたものなから、きわめて流動的ではあるが、賃労働関係のもとに包摂されるものがふえていった。

- (3) しかし、それは、一率もしくは無法則的になされたのではなく、その所有している労働力の性格、ことに青壮年層のものを中心としてなされていった。

- (4) また、都市の低所得層の子女、すなわち次の世代は、賃労働者としてより所得水準の高い層へ上昇していった。

しかし、以上の性格および傾向は、いわば一般の傾向ならびに、主として「男子」労働力を中心としてみた通常世帯のそれに、あらわれたものである。その状況のなかで、家業のない手もしくは成人男子労働者として働いていた「夫」に突如別れて、その上、いまだ自立できない児童をのこされた母親は、どうなったであろうか。当時のつぎの資料ならびに昭和五年の国勢調査を参考に考察してみよう。

○「東京市要保護母子調査」（昭和十二年十月、東京市役所）

調査月日 昭和十二年五月二十日

対象 東京市内における要保護世帯中十三才以下の子女を擁する寡婦及び準寡婦の世帯につき、其の生活状況及び保護状況を調査したものである。

○「新聞に現われた親子心中に関する調査」（昭和一〇年、中央社会事業協会調査新聞 東京朝日、東京日日、大阪朝日、大阪毎日の昭和二年より昭和一〇年まで）

まず、はじめに、要保護母子世帯の前夫の職業を可能なかぎり分類し、母子世帯になる以前の社会階層を想定するために第1表を作成してみた。それによると、調査年次が一定していないので、大体の傾向を見る程度であるが、つぎの三点をみることができよう。

- (1) 母子世帯の前夫にも、自営業的性格のものがかなり多い。

第 1 表

	昭和5年男子		要保護者		要救護者		要保護母子の前夫	
	人数 単位1000人	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
単 純 勞 働 者	1,031	9.4	4,915	24.1	1,382	30.3	510	14.1
行商露店商及び 類 似 の 浮 動 的 職 業	544	5.0	2,611	12.8	1,285	28.4	218	6.0
販 売 被 用 者	753	6.9	1,314	6.4	53	1.2	41	1.1
販 売 家 族 従 業 者	250	2.3						
サ ー ビ ス 従 業 者	196	1.8	353	1.7	38	0.8	31	0.9
家 事 使 用 人	37	0.3	51	0.3				
鉦 業 従 事 者	154	1.4	13	0.0				
建 設 職 人	749	6.9	2,500	12.3	750	16.6	499	13.8
手 工 的 工 業 従 事 者	1,987	18.2	4,479	22.0	892	19.7	119	3.3
機 械 工 業 従 事 者 (職 工)	846	7.8	1,602	7.9	93	2.0	939	25.9
陸 上 運 輸 業 従 事 者	287	2.6	355	1.7	4	0.1		
海 上 運 輸 業 従 事 者	58	0.6	30	0.2			190	5.3
通 信 業 従 事 者	123	1.1	66	0.3				
事 務 従 事 者	525	4.8	284	1.4	4	0.1	217	6.0
役 付 俸 給 生 活 者 ・ 技 術 者	166	1.5	142	0.7			37	1.0
医 療 技 術 者	22	0.2	16	0.1	1	0.0	11	0.3
官 公 吏 師	295	2.7	31	0.2	2	0.0	114	3.1
教 師	225	2.1	15	0.1				
自 由 業 従 事 者	149	1.4	160	0.8	4	0.1	100	2.8
仲 買 人	124	1.1	216	1.1	7	0.2	35	1.0
商 業 主	1,131	10.4	818	4.0			379	10.5
サ ー ビ ス 業 主	244	2.2	80	0.4			67	1.8
鉦 業 主	4	0	3	0.0				
土 木 建 築 業 主	42	0.4	16	0.1			36	1.0
手 工 的 工 業 主	243	2.2	25	0.1			51	1.4
機 械 工 業 主	127	1.1	180	0.9			11	0.3
運 輸 業 主	68	0.7					16	0.4
金 融 業 主	10	0.1						
金 利 生 活 者	273	2.5	12	0.4	23	0.5		
軍 人	243	2.2	12	0.0			1	0.0
計	10,906	100.0	20,375	100.0	4,515	100.0	3,622	100.0

(2) だが、要救護者はもとより、要保護者層と比して、いわば近代的賃労働関係にあってとおもわれるものの割合が高い。

(3) そして、賃労働関係にあつたものでも、要救護者および要保護者一般より、階層が高い(たとえば機械工業従事者の割合は高く、単純労働者の割合が低い)。

これらは、母の年令が三〇〜四九才までのものが約八〇%をしめ、そのなかでもことに三〇〜三九才のものが四七・四%の高率をしめていることから類推し、当時おそらく働きざかりの壮年であつた夫の職業として、充分肯定できる傾向である。

しかし、そのような階層にあつたものが、母子世帯になると母親が職業についても、第2表にみられるごとく、一挙に、零細な自営

第 2 表

	要保護母子	
	人 員	%
総 数	3,253	100.0
農 林 漁 業 従 事 者	65	20
非 農 林 漁 業 従 事 者	3,188	980
単 純 勞 働 者	392	12.2
行 商 露 店 商 小 販 露 店 商 小 販 露 店 商 小 販	412	12.9
販 売 被 用 者	23	0.7
サ ー ビ ス 業 従 事 者	54	1.7
家 事 使 用 人 者	277	8.7
手 工 的 工 業 従 事 者	—	—
機 械 制 工 業 従 事 者	988	30.9
運 輸 通 信 業 従 事 者	121	3.8
一 般 事 務 従 事 者	7	0.3
自 由 業 小 販 露 店 商 小 販	9	0.3
自 営 業 主 小 販 露 店 商 小 販	18	0.6
(内)	8	0.3
	146	4.6
	—	—
	733	23.0
計	3,188	100.0

業もしくは低賃金の層、すなわち救貧層に転落したのである。すなわちつぎのような手工業的部門での労働か、もしくはきわめて収入の少ない内職、ついで零細な行商、露天商および日稼ぎ的な単純労働者群へ転落したのである（人数の多いものから並べた）。

○手工業的労働

和服裁縫、ミシン裁縫、洗濯職、製本折工、糸巻女工、靴下ホゴシ、選別工、造花、刺子、鉛付け、紙製玩具

○内 職

玩具内職、鼻緒内職、袋貼内職、セルロイド玩具内職、手袋編、製本内職、ボール函内職、洋服ボタン付、造花

○単純労働者

雑役婦、掃除婦、紙袋貼、日傭、草とり、綱子、ピラまき、古新聞のし

○行商、露天商

層買い、納豆呼売、青物行商、露店、パタヤ、魚行商、焼ソバ行商、焼鳥屋台、アサリ行商、菓子行商

しかも、三七四九名中、四九六名、一三・二%のものは、無業である。この様な状態に対して、前記東京市役所の報告書にも、「夫の健在当時は少くとも普通程度の生活を営んでいた寡婦が必ずしも稀少でないことが窺われるのである。」（二五頁）とのべられている。

一方、当時の一般的な婦人の就業形態をみると、第3表のとおりであるが、既婚者の典型的就業形態は、農林漁業であり、夫との死離別によって相対的にふえ方の多いものは、「手工的工業従事者」と「小商業主、小サービス業主」である。その状況から類推すると、「小商業主、小サービス業主」として、夫の死後その家業を継統できなかったもの、あるいは、新たに業主になりえなかったものが、いわば「要保護層」に転落してきたものと考えられる。

と同時に、要保護母子世帯の注目すべき点は、当時の家族制度下の扶養に、どの程店包摂されていたかということである。調査結果によると、第4表にみられるごとく、扶養義務者の無いものおよび、事実上無いとみなしているものは七八%におよんでいるのである。

また、収入月額は、一世帯平均二三円七六銭（世帯人員、平均四・二人）で被救護世帯の二〇円二七銭（世帯人員、平均四人）よりやや

第3表 女子有業者配偶関係別職種別構成 (昭和5年)

	未婚者		既婚者 (死離別を含む)		既婚者率	夫との死離別者		死離別者 総員 %	死離別者 既婚者 %
	人員	%	人員	%		人員	%		
総数	3,348,239	100.0	7,241,179	100.0	69.4	1,339,145	100.0	12.6	18.5
農林漁業従事者	1,107,886	33.1	5,334,702	73.8	82.8	748,270	55.9	11.6	14.0
非農林漁業従事者	2,240,353	66.9	1,906,477	26.2	46.0	590,875	44.1	14.2	31.0
単純労働者	33,652	1.0	86,389	1.2	71.7	34,562	2.6	28.7	40.0
行商露店及浮動的职业従事者	11,235	0.3	35,576	1.2	88.4	36,635	2.7	37.8	42.8
販売被用者	66,400	2.0	355,426	4.9	84.3	30,919	2.3	7.3	8.7
サービス業従事者	401,196	12.0	234,812	3.2	36.9	70,940	5.3	11.2	30.2
家事従事者	600,101	17.9	69,085	1.0	10.3	56,719	4.2	8.4	8.2
敏業従事者	5,676	0.2	30,560	0.4	84.3	2,743	0.2	7.6	9.0
手工的工業従事者	475,875	14.3	351,231	4.9	42.5	97,697	7.3	11.8	27.8
機械制工業従事者	366,527	10.9	194,033	2.7	34.6	40,151	3.0	7.2	20.7
運輸通信従事者	50,137	1.5	10,822	0.1	17.8	1,245	0.1	2.0	11.5
一般事務従事者	47,221	1.4	10,999	0.1	18.9	3,557	0.3	6.1	32.3
技師	141,094	4.2	88,024	1.2	38.4	24,379	1.8	10.6	27.7
自由業・その他	17,704	0.5	31,268	0.4	63.8	14,632	1.1	29.9	52.1
小商業主、小サービス業主など	7,867	2.0	248,137	3.4	96.9	123,227	9.2	49.7	49.7
自営業主、経営者	15,668	0.5	110,115	1.5	87.5	53,469	4.0	48.6	48.6

昭和5年国勢調査より作製

以下は本邦各社の重要製造業の概況を示す

第3表 扶養義務者能力有無別人口

種 別	有		無	合 計
	能力有	能力無		
実 数	825	2,317	607	3,749
比 率 %	22.0	61.8	16.2	100.0

は無いに等しく、結局、母子世帯の生きのこる道は、きわめて苦しかったのである。そしてこのような状態においては、母子世帯自体を苦境におとし置いていくと同時に、母子世帯にはなりたくない、なるよりはむしろ「死を選ぶ」という反応があらわれてくるのは、きわめて当然といえよう。

その結果、昭和初頭から、親子心中、ことに母子心中が急速に増加してくるのである。当時の親子心中、とりわけ母子心中について調査した前記の中央社会事業協会の資料によると、第5表(1)、(2)のとおりである。もっとも心中というのは、死ぬ者同志が互いに意志が合致し

多いが、支出月額、平均二四円二四銭である。当時の救護法該当世帯と生活標準額が、四人世帯で二四円、五人世帯で二七円であったのに比較して、まさに、ラインすれすれの層であったといえよう。だが救護法では、一才未満の乳児哺育の母のみをその対象とし、一三才以下の幼者がいる母子世帯は、いかに生活が困窮していても母が健在であるかぎり、その場合は子どもものに救護があたえられる仕組であったから、それは、制度的にも谷間をなしていたといえよう。

そのうえ、当時は、母の手元から児童を預かって育てる施設も、棄児をしない限り

第5表 新聞に現われた親子心中に関する調査

(1) 総括表

	昭和2年7月～5年6月	5.7～5.12	6年	7年	8年	9年1月～6月	9年7月～10年6月	計
総 数	389	117	259	252	270	140	308	1,735
親	男	145	42	108	97	81	101	612
	女	325	95	192	181	215	118	1,368
計	470	144	305	283	299	164	343	2,008
子の数	569	201	414	393	434	219	470	2,700

1. 総件数中母と子、父母と子の場合の割合は、最近の調査により夫々70%、17%、13%程度と推定せらる。
2. 親の欄、男女内訳数の合計が計数欄数値と合わせざるは、性別不詳のものあるによる。
調査新聞：東京朝日、東京日日、大阪朝日、大阪毎日 (中央社会事業協会調)

(2) 原因別調

(昭和2年7月～10年6月)

原 因	累計件数	原 因	累計件数
生 活 困 難	460	厭 世	23
配偶者の家出・離別・死別	67	配 偶 者 の 不 行	51
自己又は配偶者の病弱	188	痴 情 閑 係	40
精 神 異 常	298	犯 罪 又 は 非 行 を 恥 じ	21
子女の死亡・病弱・不具	63	不 明	202
家 庭 不 和	322	計	1,735

た場合にいわれるものである。したがって厳密に考えれば、ほとんどの場合、子の同意なくして行われているこの事實は、心中とは言えない。親子同伴死ともいふべきものであらう。

そして、母子のそれが圧倒的に多く、その件数は、年々増加の傾向にあったのである。しかも、その原因をみるに、生活苦と家庭不和が主なるものとしてあげられている。

当時の東京朝日新聞から、展型的な実例として母子世帯の母子心中と、家庭不和から死に追いこまれた母子心中をここにあげておこう。

例一 (昭和四年六月三日付)

栃木県芳賀郡市羽村字赤羽、広瀬しん(36才)は、二日午前六時頃自宅で長女しげ(9才)、次女とり(6才)、三女ふみ(3才)の三名を細ひもで絞殺し、しんは親戚に別れをつけるためにでかけようとしたところを、茂木署に検挙された。原因は三年前、夫に死別し生活難におちいったのを悲観した結果。

例二 (昭和五年五月二〇日付)

一八日午後一時小石川区東古川町一九、焼いも屋、森谷ふく(35才)は三男文吉(9才)四女とよ子(4才)を抱き深川区新安宅町一先隅田川に投身自殺を企てたが発見され、ふく及びとよ子の兩名は救助されたが文吉は死亡した。原因は生活難から、西平野署で保護取調中。

家庭不和からの母子心中

例一 (昭和五年八月一三日付)

一二日午前九時頃、市外渋谷町永住町一四植木職、高橋重太郎妻たけ(35才)は、長女とも子(11才)長男幸平(4才)に、暗着を着せた上、ネコイラズを飲ませ自分も多量にのんで三人心中を計り苦悶中を、重太郎の父信吉(58才)が発見、直ちに手当を加えた結果小供二人は薬を吐きだした

ので助かったが、たけは生命危篤、原因は、たけは信吉との折合悪く口論をはじめると、夫の重太郎はきまって父親に加担するのを苦に病み極度のヒステリーにかかっていたためである。

例二 (昭和七年九月四日付)

三日午後七時頃、市川国府台地先、京成電車江戸川鉄橋そばで、男の乳のみ児を抱いた婦人が下り電車にとび込み、母子心中を計り母と娘は無残にも即死、男の子は丁度電車の真下になって車輪にふれず微傷だに負わなかった。市川署で検視の結果、現場にあったふろ敷つみの中の遺書により、東京、本郷区駒込神明町四三三田中屋服物店員、庄司恵一妻們世(24才)長女和世(3才)長男某(1才)で、姑しんに極端にぎやくだいされめぐまれぬ家庭愛へのうらみを長文で書いてあった。

以上、出典〔東京朝日新聞縮刷版、昭4〜昭7による。〕

三、母子保護立法促進運動の展開

前述のような母子問題、とりわけ母子心中をきっかけに、当時すでに各種の世論がたかまり、それを背景に、各種の運動が展開されてきた。その過程を、当時のつぎの資料を参考として概略してみよう。

○雑誌「社会事業」

昭和一二年一月 母性保護法制定運動史 金子しげり。

○機関誌「婦選」(婦選獲得同盟発行)

昭和六年二月 第五九議会の展望

昭和九年三月 第五回全日本婦選大会の記

昭和九年八月 婦選と母性保護法制定運動

母性保護法制定運動記事

最近に於ける親子心中の状態と母性保護法制定運動の契機

昭和九年一〇月

母性保護法制定促進婦人連盟の結成について
(市川房枝)

//

昭和九年一月

母性保護法制定運動

昭和九年二月

母性保護連盟議会へ請願

昭和一〇年一月

東京市へ母子ホームの陳情を

昭和一〇年二月

母性保護連盟全国代表者会開催

昭和一〇年三月

母性保護議会運動躍進

昭和一〇年四月

母性保護議会運動成功

昭和一〇年一月

母をまもれの旗、社会事業大会への進出

○機関誌「女性展望」

(婦選獲得同盟発行)

昭和一一年二月

東京市の母子ホーム開く

昭和一一年二月

政府いよいよ母子保護法を制定

昭和一二年一月

母子保護案と母性保護連盟

昭和一二年四月

母子保護法について

また、筆者が、当時の母子保護法制定運動の中心者の一人であった山高しげり氏(当時金子しげり氏)から聴いたこともつけくわえる。

(1) 萌芽期

わが国において、実際に母子保護の要望があらわれたのは、大正八年救済事業調査会による「母子保護法」の提唱にはじまり、これはまた、大正一五年、社会事業調査会提唱の「児童扶助法」の要望のなかでくりかえされた。政府も、議会上程はしなかったが、大正八年、「母子扶助法」を用意した。いずれも、国家の将来を担う児童の健全な育成を主眼としたものであった。

一方、民間においては、大正一五年四月一五日、週刊婦女新聞社内

に「母子扶助法制定促進会」という会が設けられた。それは、多分に新聞の宣伝と慈善的な性格をもったものであったが、これがわが国の母子扶助法制定のための活動のはじめであったといえる。その発起者である同社長の福島四郎氏は、この運動がこれまでの婦人運動のように東京のみに限定されるようなことがなく、全国的な与論となるようにと、婦女新聞愛読者の中から広く賛成者を募って運動の趣旨の宣伝や与論の喚起に努めたというのである。そして第五二議会に母子扶助法制定の請願を行なう運動を開始した。

ところが、当時若槻内閣も社会事業調査会の意見を考慮し、この第五二議会に「児童扶助法案」を提出する方針で、内務省ではすでにその成案もできるまでに至っていた。それに対し、母子扶助法制定促進会の運動の目的は、その内容において政府のそれと大同小異であるということ、発起者側でこの運動を中止した。だが、実際には、「児童扶助法案」は、提出されなかったのである。

ここにおいて、昭和五年、新に社会民衆婦人同盟による母子扶助法制定運動が抬頭した。普通選挙の実施に伴って生れた無産政党の一つである社会民衆党支持の無産婦人団体社会民衆婦人同盟は、「貧困母子の経済的扶助は当然国家の負うべき義務なり」という主張を表明したのである。

昭和六年二月、無産婦人同盟と社会民衆婦人同盟の共同で無産婦人大会が芝協調会館で開かれた。その前日には大会に先立って、「満一八才以上の男女に選挙権、被選挙権を与える」「婦人の政治結社権の獲得」「母子扶助法即時制定」等のピラを市内目抜の場所できまくなど

活発な運動がなされた。その結果、同年三月一〇日第五九議会に社会民衆党代議士片山哲氏によって社会民衆婦人同盟の「母子扶助法案」が衆議院に提出されるに至った。しかしこれは、会期切迫のために上程にならずに終わってしまった。法案は、子の年齢は満一八才未満とし、夫失業の場合にも適用し、扶助額は子ども一人に対して一日一円、二人に付一円七〇銭、その他一児を増すごとに五〇銭を加えて疾病の場合には臨時増額することができるように立案されていた。

その提案の理由には、つぎの四つのものがあげられていた。(官報号外、昭和六年三月二四日、衆議院議事速記録、三二号八九二頁以下)

第一……「家庭ノ母親ヲシテ生計ノ維持ト子女ノ教育ノ二重ノ負担ヲ免ガレシメ、安ジテ子女ノ養育ヲ完カラシメタルタメ」

第二……「最近不景氣ノ深刻ト共ニ、失業者ハ増加シ、ソノ結果トシテ母子心中ヤ愛兒殺シノヤウナ悲劇ガ続出シテキル」

第三……「救済機関ニ引取ラレタ子供ハ割合ニ死亡率ガ高ク、マタ母親ノ慈愛深イ手ニヨツテ育テラレルコトガナイノデ、子供ノ精神ニ及ボス影響ハ甚大ニシテ種々ノ弊害ヲ醸シツアル」……

「故ニコノ意味ニ於テ貧困ナル家庭ニアル子女ニ精神的ヤ社会的打撃ヲ与ヘズ子供ハ子供ラシク母親ノ手許デ自然ノ生長ヲ遂ゲサセルタメニスル家庭ニ対シテ国家ガ一定ノ母子扶助ヲ与ヘルハ社会ノ義務デアアル」

第四……「子供ニ対スル思想ノ変化ニソレテ子供ハ親ノ私有物デハナク社会ノ立派ナ一人格者デアルトイフ觀念ガ認めラレテ来タ」

故ニ国家ハ私人ノ養育ハ認メルケレドモ若シ親ニシテ養育上ノ資格ヲ欠キ子供ノ将来ニ不幸ヲ生ズルヤウナ虞ガアルナラバ、国家自ラソノ養育ノ任ニ当ルコト」

また、議会上の法案が提出になった日、社会民衆党本部屋上、上野山下等二カ所から「母子扶助法を獲得せよ」と書いた数百個の風船を空に放ち、市内要所で三万枚のピラをまき、南千住第二小学校で演説会を開き、八王子、埼玉、神奈川、静岡、岐阜、広島等の各地でもデモを行ない、同法の獲得を期するとともに、地方公共体における無料産院托児所獲得も期した。だが、他の婦人団体との提携という段階にはいまだ至らなかった。それは、大正デモクラシーから普選運動へと展開された政治史の、さいごのひとこまでもあった。

(2) 成立期

昭和恐慌からさらに大恐慌へと突入するなかで、失業者の増加、生活困窮層の増大がみられ、一方で各種の社会運動、さらに社会主義運動の激化がおこってきたのは周知のとおりである。そのもとで昭和四年には救護法の制定をみたわけであるが、救護法規定の母子保護は、一三才未満の幼者と妊産婦、満一才未満の乳児保育中の母といったきわめて制限的な規定で、窮民の最少限の恤救以上のものではなかった。

昭和七年一月一日から救護法が施行された。が、この法の制限的な母子扶助の規定では、そのため前述のように、ますます頻発し増加の一途をたどった母子心中に対処することは出来なかった。

そこで昭和九年二月一八日に東京で開かれた第五回全日本婦選大会において「母子扶助法の即時制定」の要求が決議され、母性保護法獲得のための女性の共同棟として、母性保護連盟が結成されるに至ったのである。

婦選大会は、昭和五年から毎年一回開かれてきた婦人の政治的要求示威の会合であったが、この年の主催は、婦選団体連合委員会に属する日本基督教婦人参政権協会、婦人参政同盟、社会大衆婦人同盟（社会民衆婦人同盟が社会民衆党と日本大衆党の合同にともない、大衆党系の無産婦人同盟と合同したもの）、婦選獲得同盟の四団体と国民婦人会、子供の村母親学校を加えた六団体で、以後団体としては日本基督教婦人矯風会、婦人同志会、日本紡績労働組合、婦人平和協会、東京キリスト教各派連合婦人会、日本婦人記者俱樂部、東京婦人市政研究会、仏教女子青年会、東京府産婆会、基督教女子青年会日本同盟、東京連合婦人会、全国小学校連合女教員会、東京女子薬剤師会、青バス現業員組合、友の会、全関西婦人連合会の一六団体を網羅していた。

母子扶助法制定の要求は、協議題の中の「法律上における婦人の地位をたかめ、これを保護する方法如何」において、社会大衆婦人同盟から提案され、それが満場一致で可決されたものである。

婦選大会後、各婦選団体は自団体の仕事に没頭して共同運動を暫く休止していたが、七月に入ると婦選事務所で会合をひらき、婦選提出の「母子扶助法制定の共同運動開始の件」についての協議がなされた。当問題はこの年の大会の決議事項でもあり、また頻々とおこる母子心中の事実から見ても当然のことであるので、代表者に依存はな

ったが、各団体の議決を経る必要上、七月一〇日に日本基督教婦人参政協会で第二回会合を催すことになった。当時の申し合せによると、婦選団体連合委員会にこれを提唱して、一般婦人団体ならびに社会事業団体の共同運動とするということであった。第二回会合においてまず婦選団体連合委員会主催のもとに、一般婦人団体ならびに社会事業団体および個人有志を招いて「母子扶助法に関する懇談会」を開催することに決定した。

母子扶助法に関する懇談会は、七月一八日麹町区内幸町にある大坂ビル、レインボウグリルにおいて開催された。当日の出席者は、一般婦人団体代表のみでなく、中央社会事業協会以下諸社会事業団体幹部等三〇団体の代表者および当問題に熱意を持つ個人の男女等合わせて六〇余名であった。内務省側からも非公式の参加があって、大正一五年の児童扶立法案について説明がされた。またこれまでの母子扶助運動についても婦女新聞社の福島四郎氏、社会大衆婦人同盟の阿部静枝氏から説明がなされ、母子扶助法制定の運動開始の方法が申し合わされた。そして、実行方法は主催団体に一任されることになった。その日の主な出席者は次の人々であった。

婦人団体側

小林珠子（大日本連合母の会）
押川美香（家庭購買組合婦人部）
佐久千代子（桜楓会母の会）
渡辺とめ（小石川婦人会）
山田まさ子（浅草寺婦人会）
石本静枝（産児調節婦人同盟）

宮本寿重 (婦人同志会)
 久布白落美 (矯風会)
 河崎なつ、本田トヨ (警察官家庭婦人協会)
 社会事業団体側

松島正儀 (東京育成園)
 田中法善 (愛婦隣保館)
 坂巻テル (同情園)
 小栗将江 (聖ルカ病院社会事業部)
 吉見静江 (興望館セツルメント)
 煙山八重子 (愛の家)
 浦地すま子 (愛婦母子ホーム)
 羽柴末男 (救世軍社会部)
 蓮見由太郎 (方面委員)

その結果母子扶助法制定運動は、具体的に動き出した。その実行方法について責任を委ねられた婦選団体連合委員会は、七月二十七日、日比谷松本楼で第一回母子扶助法制定準備委員会を開催した。そして第一に運動の範圍目的の検討、第二に運動方法についての討議がなされ、運動方法として、まず東京において案を練り、与論を喚起する具体的な方法も考えた上で全国的な運動に移すこと、その為には夏の間に中小委員会を開いて準備をすすめ九月の下旬に第二回準備委員会を開催することに決定した。

これによって、小委員会は、八月二日矯風会事務所で開かれた。委員は、山田わか、河崎なつ、堺貞柄、宮本寿重、小林珠子、千本木道子、高木富代、金子しげり、小栗将江、平田のぶ、吉見静江の一一氏が婦人団体、一般婦人団体、婦人社会事業家の三方面からあげられ、

協議の結果法案と組織の二委員会に分れることになった。

法案委員会は、八月一〇日山田わか氏宅で、組織委員会は八月二四日矯風会で各会合を開いて案をねり、八月二十八日の第二回小委員会ではその報告を行うとともに、内務省社会局の福山政一氏、同囑託で浴風園主事である小沢一氏から、大正一五年の児童扶助法案作成当時の事情について詳細な説明をきき、更に研究調査をすすめることになった。

次回の小委員会は、九月五日に矯風会事務所で開かれた。五日の会合では、最初の子定通り九月下旬までにこの運動のための一大組織を結成した。母子の経済的扶助ならびに母権の確立擁護を含む一つの立法を制定する等の小委員会準備案が決定され、運動のための組織は婦人を主体として男子側は後援の立場におき、全国の婦人を動員して政府ならびに議会に対して猛運動を起そうとするものであった。

〔婦選〕昭和九年八月号「母性保護法制定運動起る」要約

母性保護法の制定を目的とする連合運動は、こうして七月下旬から盛夏を通じ約二カ月の準備期間を持ち数回の会合を重ねたすえ、九月二九日「母性保護法制定促進婦人連盟」が発会するに至った。

この連盟は、婦人団体および個人の婦人からなり、母性保護に関する法律の制定促進を目的とするもので、母子扶助法はまさにその一つであった。連盟は、社会事業団体および男子側からは、組織外からの後援を受けることとした。これは運動を単なる社会事業としてでなく、婦人運動として進展させようとするためであった。そして連盟には、府下のみでなく地方の婦人団体からも多数が参加し、委員長に山田わか氏をあげ、議会、調査、宣伝、財務の四部にわかれて運動を開始し、

いよいよ本格的な母性保護運動が展開することとなったのである。

〔婦選〕昭和九年一〇月号「母子保護法制定促進婦人連盟成る」参照

母性保護法の要綱も一通りまとめられ、結成の日に発表された。その内容はきわめて大綱のみであったが、雑誌「婦選」の昭和九年一〇月号の「母性保護法制定促進婦人連盟の結成について」にのべられている。ことに、市川房枝氏の母性保護法要綱案についての説明によると、次のように述べられている。『私共は、最初母性を保護するため、経済的な扶助と精神的扶養ともいべき母性の確立とを含む一つの母性保護法なるものをのぞんだ。しかし要綱をにかけてゆくにおよんで、これを一つの立法に盛ることの不可能を感じるに至った。したがって発表された要綱は経済的扶助のみで、精神的な扶助は僅かにその運用にまつ程度である。このことは、ある一部の婦人の失望を招いたかも知れないが、しかし元々経済的な扶養は母子心中についても第一の重大事で緊急を要するものであるから、これを第一歩として運動をすすめることは当然といつても差支えないであらう。』

役員は、準備委員推薦の次の諸氏に決定した。

- 委員長 山田わか
副委員長 田中芳子、千本木道子
書記 金子しげり、堺 真柄
會計 小林珠子、高木富代
常任委員 平田のぶ、吉見静江、小栗将江、大屋梅子、久布白落美、
武部りう、市川房枝、岩内とみえ、佐久千代子、押川美香、
河崎なつ、小笠原寿子

〔婦選〕昭和九年一〇月「母子保護法制定促進婦人連盟成る」

そのメムバーの性格は、イデオロギーや政治的姿勢が必ずしも一致していない。しかし母子心中の激増に対する憤りにいわば人間として
の素朴な情感における共感をみつけ出したものであったといえよう。
また、それは、社会運動に対する弾圧がしだいにその猛威をふるい、
満洲事変の勃発を背景にファシズムへの兆しがあらわれはじめてきた
当時、婦人参政権運動のいわば具体的な突破口として、また婦人運動
の最大公約数として、適格なものと思われたからでもあらう。提案さ
れたものは、つぎのようなものであった。

母性保護法要綱案

母ニヨル養育ハ其子女ニトツテ絶対ニ必要ナルガ故ニ又国家及社会ノ單位ナル家庭ノ保全ハ尊重スベキガ故ニ、生活支持者ヲ失ヘル母ト其ノ子ヲ經濟上ノ理由ノミヲ以テ別ツ事ヲ得ズ。生活支持者ヲ失ヒタル母ノ過重負担ヲ軽減シ該母子ヲ貧窮ニ転落セシメザル為、国家ハ左ノ規定ニヨリ之ヲ保護スルモノトス從ツテ本法ニ依リ保護ヲ受クル者ハ窮民タラズ

第一 被保護者

- 一、生活困難ニ陥レル満一五才未満ノ子ヲ養育スル母及妊婦ニシテ左ノ各項ニ該当スルモノ
イ、子ノ父死亡シタルトキ
ロ、子ノ父ヨリ遺棄セラレタルトキ
ハ、子ノ父ト離婚又ハ離別シタルトキ
ニ、子ノ父疾病、不具、癡疾、老衰、心身耗弱ノ為ソノ家族ヲ扶養シ能ハザルトキ
ホ、子ノ父失業、又ハ半失業セルトキ
ヘ、子ノ父三ヶ月以上所在不明ナルトキ、子トハ嫡出子、庶子、私生児及ビ養子ヲ云フ、本法ノ規定ハ母ニ代リ子ヲ養育スルモノニ之ヲ準用ス

二、母親ニ代ルモノ

イ、近親婦人

ロ、保護機関ヨリ委託セラレタル血縁ニアラザル婦人

三、保護期間ノ延長ニ関スル事項

子ヲ満一五才ニ達スルモ病弱、不具又ハ心身耗弱ノ為労働不能ナルトキ
子ガ一五才ニシテ義務教育ヲ終了セゼ又ハ就職スルコトヲ得ザルトキ
四、扶養義務者ガ扶養能力アルトキハ保護セヌ事、但シ急迫ノ場合ハ此ノ
限リニアラズ

第二 保護機関

被保護者ノ居住地又ハ現在地ノ市町村長ハ保護ノ為委員ヲ設置スベシ
委員數、任期、職務、権限及其ノ他委員ニ関シ必要ナル事項ハ別ニ細則
ヲ設クルコト

第三 保護ノ種類、方法

一、種類

イ、生活扶助 ロ、医療 ハ、助産 ニ、教育 ホ、埋葬

二、方法

イ、居宅保護 ロ、收容保護 ハ、委託保護

第四 保護ノ費用

一、費用ノ負担

市町村ノ負担率、道府県ノ負担率、国庫ノ補助率、扶養ノ義務者ヨリ徴

収シウル事

二、保護額(未)

第五 雜則

一、母(ソレニ代ルモノ)著シク不行跡ニシテ子ノ養育上有害ナルトキハ
保護ヲ為サザル事ヲ得

二、詐為其ノ他ノ不正手段ニヨリ被保護ヲ受ケシメルモノニ対スル罰則ヲ
設クル事

(『婦選』、昭和九年一〇月号より)

その趣旨は、婦人すなわち母の生存権ではなく、子のそれを重視し

そのために母の生活を救助するという、誠に当時の家族主義思想に迎
合的なものであった。しかし、その方法、費用そして保護期間の延長
などに対する提案は、画期的なものであった。

なお、母性保護法制定促進婦人連盟は、一〇月一〇日にまず第一回
役員会を山田委員長宅において開き、常任委員会の準備やら組織会後
の事務整理をおこない、一〇月一九日には矯風会事務所第一回常任
委員会を開催した。

ここで運動に関して財務、宣伝、議会運動、調査の四部門をつくる
こととなり、部長、部員を推薦し、直ちに各部の仕事に入ることにな
って、次のような決定がなされた。

一、臨時議会には、衆議院へは建議案で、貴族院へは請願で提出し、第六
七議会へは法律案提出を運動すること。

一、発会記念会(講演と映画若しくは劇)を一月中旬に開催のこと。

一、全国新聞につき過去一ケ年間の親子心中並に母の犯罪に関する調査を
行うこと。

一、法案については、特別委員会を設けること。

(『婦選』昭和九年一二月号「母性保護法制定運動」要約)

(3) 展開期——一期

昭和七年の五・一五事件によって瓦解した犬養内閣の総辞職は、戦
前における政党内閣の終焉であった。それ以後、日本は急速に準戦時
体制にはいったとみてよいであろう。それはまた、一路ファシズムへ
の道でもあった。

そのもとで、母子扶助法制定運動は、ますます「第二の国民」の健
全育成をスローガンにかかげて、展開されていった。現実には、そう

でなければ存続できがたく、また説得力をもちえなかつた社会情勢であつたともいわれている。(山高しげり氏談)

まず、母性保護法制定促進婦人連盟の運動は、昭和九年秋の第二六臨時議会に対する運動からはじまった。連盟としては一回の議会も逸すべきでないと考え、臨時議会対策は「母子心中を中心とした母性保護法案に関する請願」を目論見たが、この議会では凶作地の問題以外はとり上げられないということを知って、急に方針を変更し、「凶作地母子の救済」を貴・衆両院に請願することとした。そして、一月一日に貴族院には岡部長景子爵、衆議院には山本市英氏の紹介によつて、それぞれ請願書を提出し、その結果衆議院は一月三日、貴族院は四日に採択となり、議会運動第一歩の勝利が得られた。

災害地における母子保護に関する請願書

災害の母性並に子供に及ぼす影響は極めて重大で国家の将来にとつて由々しい問題であるにもかかわらず、今回の災害救済に際し、母性及子供の救済保護が殆ど国家によつて行われていないのを遺憾に存じます。

貧困なる母性及児童に対しては、救護法に依り幾分の救済保護が行われる筈であります。災害地に於ては町村の財政の窮乏からほとんど停止の状態にあります。

従つて私共は災害地に対しては、この際特に左の請願の一日も早く実地を見ますよう適當の処置を講ぜられ度謹んで請願いたします。

- 一、妊娠中の母性の生活を保障し、その分娩に関する救護を徹底せしむる
- と共に、胎児及母体の発育に必要な栄養を摂取せしむること。
- 二、乳児哺育中の母性の生活を保障すると同時に必要な栄養を摂取せしむること。
- 三、学童に対しての給食の徹底をはかると同時に、同じ境遇にある幼児に対しても給食を行うこと。

四、子女の売買を絶対に禁止し、正業に就かしむること。
五、子の父死亡、所在不明のため若くは子の父と離婚、離別のため自ら生活の支持者として子供を養育せる母性を保護すること。

理 由

一、第二の國民を生み、これを養育する任にあたつて母性の保護並に将来の日本を担つて立つべき乳幼児及児童の保護は國家として当然の義務だと存じます。

これは現在の日本全体として緊急なる問題であると存じますが、特に此度の災害地方に於ける妊婦、母子の救済保護は焦眉の急務であると存じます。

二、岩手県当局の発表について見ますに、同県の壮丁検査の結果が昭和七年及八年に於て著しく低下したのは、大正二年の同地方凶作当時乳児及胎児たりしものが昭和七、八年に適令に達したが為であるとのことであります。

この事実からみて私共は、妊産婦及乳幼児の生活を保障し、分娩に対する救護医療施設を普及するは勿論、適當の栄養を摂取せしめることが絶対に必要だと存じます。

已に東北地方に於ては、妊産婦、哺乳児の母と栄養不良のため、幼児の骨軟化症、小児麻痺患者の増加が伝えられ、乳幼児の死亡率が著しく増加するであろうと憂はれております。

三、学童に対しての給食は従来より行われておりますが、災害の結果要給食児が著しく増加しておりますので、これに対しての給食を徹底せしむると同時に、兄弟、姉妹でありながら家庭にあるために給食されないでいる幼児に対しても、此の際給食を行うことが最も必要だと存じます。

四、生活困難のために子女を売ることが従来においてもありましたが、災害地特に東北地方においては最近著しく増加しております。十四、五才の少女の生活のために一身を犠牲にして醜業に送られてゆく状態はただ人道問題であるのみならず、将来の母性をむしばむものとして、國家的に重大問題だと信じます。

速かに人身の売買を禁止し正業を与えるよう方策を樹立せられんことを切望いたします。

五、一家の生活支持者なしに子女を養育しつつある母性の物質的精神的苦痛は非常に大なるものがあります。

土木匠救事業がありましても、こうした境遇にある母性はその恩恵を受けることが困難でありますので、特に救済保護の道を講ずる必要があると存じます。

〔婦選〕昭和九年二月号より

以上の請願書と同時に、請願委員に対しては請願参考資料(一)(二)を提出し、きわめて短期間の運動をおこなった。その結果は母性保護法を要求する立場からすればものたりないものであったけれども、臨時議会対策としてはそれ以上の活動は許されず又その精神においては全く異るところではないと断定し、これを一つの勝利として次の第六七通常議会への運動が開始されることとなった。

通常議会に対する運動は最初は法律案提出の方針であったが、その方針が変更されて、「母子心中の対策樹立」につき、建議案を衆議院に、請願を貴族院に提出し、そのうちに私案としての「母性保護法案」を挿入することが母性保護法法案委員会において決定された。

「母子心中の対策」としては、

- 一、母子扶助法制定
 - 二、家事調停法制定
 - 三、母子ホームの急設助成
 - 四、民法改正
- の四つの具体案に分けられた。

要求四項目のうち民法改正は、最初母性保護法という単一法を制定するという方針の時に含まれていた内容を、整理して抜き出したものである。第二の家事調停法の制定は、民法改正要項中の家事審判所が民法の改正にまたなければならぬので、それよりはるかに簡単な調停法によって、家事調停裁判所の実現をみようかと企画したものである。

ところで案の提出には議員の諒解が必要であるところから、母性保護連盟はそれぞれ日を違えて貴、衆両議院議員の招待会を開き、案の趣旨を説明、母性保護運動一般についての説明などを行ない、両院議員に連盟の対議会運動について諒解を得た。まず貴族院の方は、岡部子爵が先頭に起ち浜尾子爵と協力して、「母子ホームに関する請願」と「母子扶助に関する法律制定の請願」を二月二〇日に、「家事調停裁判所の設置に関する請願」を二月二六日に提出された。〔婦選〕昭和一〇年二月号「母性保護連盟全国代表者会開催」、昭和一〇年三月号「母性保護連盟運動躍進」参照

母子心中対策樹立に関する請願

昭和五年七月より昭和九年六月迄の四ヶ年間に於て東京・大阪の四大新聞に掲載されたる親子心中は約一千件で、その為生命を失つた親子は三千人近くに上つており、然も其の大部分は母親ががんぜない実子を伴つての心中である。

然しこの心中の原因は、母親自身の意志の薄弱乃至は子供を私有物と考へている事にもよるが、根本は夫の死亡乃至は遺棄の結果による経済難と夫の不行跡から来た家庭不和が大部分を占めている。この親子心中は人道的にみて忍び難いのみでなく、国家的にみても母性並に第二の国民が、かくして亡び行くことは重大問題だと思ふ。且つこの現象が、日本にのみ存在し、然も年々増加の傾向にあるのをそのまま放置することは、国際的に

みても日本国家の恥辱だと存じます。
 そこで私共は、これを防止、根絶させるため国家として一日も早く左の諸事項を実現いただきたく謹んでお願いいたします

要 項

第一、母子扶助法を制定すること

母子扶助法は、母が生活支持者を失い生活困難に陥れる場合、政府より一定の扶助費を母に給与すること。

扶助費を受け得る母は、満一五才未満の子女を養育する母及妊婦にして子の父死亡したる時、子の父より遺棄されたる時、子の父所在不明なる時、子の父と離婚又は離別したる時、及子の父疾病不具、廃疾老衰、心身耗弱者若くは長期に亘る失業等のため家族を扶養し能わざる場合に限る事。

第二、現行民法の一部を改正すること

母子生活の困難及家族不和の原因となつてゐる事項は多くあるが、これらの事項に係する最も急を要するものとして左の二項を改正すべきこと。

(1)協議離婚の場合において、当事者は一五才未満の子の監護は母に属すべきものとなることを付帯して定むべきこととす。定めざる場合といへども当然右子供は母に属するものとする事。

裁判上の離婚の場合においては、判決と同時に職権を以て裁判所は前項子供の監護権は母に属するものなることを宣言することを要すとすること。(民法第八一三条、第八一九条の改正)

(2)民法親権編第八章扶養の義務に関する規定(民法第九五四条、第九六三条)は、余りに繁雑にして其の効果を發揮すること能わざる故、別個に離婚、子の認知の場合等に於て最も簡易に父又は夫は、その能力に応じ生活困難に陥れる母子を援助すべき規定を挿入する要あること。

第三、家事調停法を制定し、家事調停裁判所を設けること。
 家庭に関する紛争を迅速にかつ秘密に調停解決する為必要である。内容は借地借家調停法、金銭債務調停法等の趣旨に倣うこと。

第四、母子ホームの建設を奨励し、且つこれを助成すること。
 母子救済のための応急施設として母子ホームの建設を奨励し、これに対し政府より補助金を与えること。

理 由

第二の国民を生みこれを養育する任にある母性の保護は、今日僅に工場法、健康保険法及救護法にその部分が含まれているに過ぎません。

この結果、肉体的にも、精神的にも母性が損われ、その禍を子女の上に及ぼしている例が決して少くありません。

従つて私共は国家の将来のために各方面に亘つての母性の保護を要望いたして居りますが、特に母子心中の問題は眼前の問題としてこれを防止、根絶するため前記四項目の規定を衷心から希望し、謹んで御願ひ申し上げます。次第でございます。

昭和一〇年一月

母性保護法制定促進婦人連盟

『婦選』昭和一〇年二月号「母性保護運動進捗」

衆議院では、星島二郎氏(政友)、坂東幸太郎氏(民政)によつて、各自党内で建議案提出を固める策戦がとられた。二月二三日「母子ホームに関する建議案」が坂東氏外二名によつて提出され、二六日には、「母子扶助法制定に関する建議案」、同じく「家事調停法案」も星島氏外四名によつて提案された。

また民政派も、三月二日同一内容の「家事調停法案」を中村三之丞氏外二名の手で提出し、「母子扶助法に関する建議案」も末松借一郎氏外三名によつて同じ日に提出された。

両院とも予定していた「民法改正」の件ははぶかれていたが、これは貴族院においてその提出の結果が危ぶまれていたので、まず提出を

見合わせた結果、衆議院でも他のものにくらべ今回はあまり「民法改正」については必要視しないこととなったので、結局連盟でもこれは保留とすることと決定したのである。（『婦選』昭和一〇年三月号「母性保護議会運動躍進」参照）

なお、母子ホームに関する建議案および母子扶助法制定に関する建議案理由書をつぎに掲載しておこう。

母子ホームニ関スル建議案

右成規ニ拠リ提出候也

昭和一〇年二月二三日

提出者 坂東幸太郎 一松定吉 浜野徹太郎

賛成者（三一一名氏名略）

母子ホームニ関スル建議

「近時益々増加ノ傾向ニアル母子心中ヲ防止スル為且ハ之ト同様ナル境遇ニアル母子ヲ救済スル為ノ応急施設トシテ母子收容所ノ建設ヲ奨励シテ助成セラレムコトヲ望ム
右建議ス」

母子ホームニ関スル建議案理由書

「昭和五年七月ヨリ昭和九年六月迄ノ四箇年ニ於テ、東京、大阪ノ四大新聞ニ掲載セラレタル親子心中ハ約千件ニシテ其ノ為ニ生命ヲ失ヒタル親子數ハ三千ニ近ク而モ其ノ八割弱ハ母子ノ心中ナリ。
又其ノ原因ハ生活難最モ多ク家庭ノ不和之ニ次グ、而シテ此ノ慘事ノ根本的対策トシテハ固ヨリ其ノ原因除去ニ在ルハ言ウヲ俟タストイニ之カ応急ノ対策トシテハ此等ノ母子ヲ收容保護シテ以テ經濟的扶助ト精神的慰安ヲ興フルヲ急務トス。

然ルニ此ノ種母子收容ノ施設ハ全国ヲ通シテ僅ニ二十三箇所ニ過ギス、其ノ收容能力ハ約三百家族ニ滿タサル実情ニ在リ、従ツテ之カ拡張ノ必要ハ

何人モ認ムル所ナルモ此等施設ノ大部分ハ私設ナルヲ以テ政府ハ本事業ノ重要性ヲ認メ此ノ種施設ヲ奨励スルト共ニ之カ經營ニ對シ相当ナル經費ヲ補助シ以テ此ノ悲惨事ノ防止ニ資セラレムコトヲ望ム之レ本案ヲ提出スル所以ナリ」

政友会提出者（別日に同建議案提出）

山本市英 星島二郎 田子一民 松尾孝之 篠原義政

母子扶助法制定ニ関スル建議案

右成規ニ拠リ提出候也

昭和一〇年二月二六日

提出者 星島二郎 田子一民 松尾孝之 山本市英 篠原義政

賛成者（三二名氏名略）

母子扶助法制定ニ関スル建議案

政府ハ一家ノ生計支持者ヲ失ヒ幼兒ヲ抱キテ生活困難ニ陥レル母並之ニ準スル境遇ニアル母ト其ノ子トヲ救済スル為左記要綱ノ如キ母子扶助ニ関スル法律ヲ制定セラレムコトヲ望ム
一、被扶助者

- (1) 生活困難ニ陥レル滿一五才未滿ノ子ヲ養育スル母及妊婦ニシテ左ノ各項ニ該当スル者
 - (イ) 子ノ父死亡シタル者
 - (ロ) 子ノ父ヨリ遺棄セラレタル者
 - (ハ) 子ノ父ト離婚又ハ離別シタル者
 - (ニ) 子ノ父疾病、不具、癡疾、老衰、心身耗弱ノ為其ノ家族ヲ扶養シ能ハサル者
 - (ホ) 子ノ父在監中ノ者
 - (ヘ) 子ノ父三ヶ月以上所在不明ナル者
 - (ト) 子ノ父失業セル者
- 子トハ嫡出子、庶子、私生兒、養子ヲ謂フ
- 本法ノ規定ハ母ニ代リ子ヲ養育スル者ニ準用ス

(2) 母親ニ代ル者

(イ) 近親婦人

(ロ) 扶助機関

(3) 扶助機関ノ延長

(イ) 子カ満一五才ニ達スルモ病弱、不具又ハ心身耗弱ノ為勞働不能ナルトキハ満一六才迄延長スルヲ得

(イ) 子カ満一五才ニシテ義務教育ヲ修了セス又ハ就職シ得サルトキハ満一六才迄延長スルヲ得

一六才迄延長スルヲ得

(4) 事実上ノ父ハ戸主及其ノ他ノ扶養義務者カ才養能力アルトキハ保護ヲ要セス

但シ急迫ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

二、扶助機関

被扶助者ノ居住地ノ市町村長ハ母子ヲ扶助保護スル為母子扶助委員会ヲ設置スヘシ

委員会ハ男女同数ノ委員ヲ以テ組織シ内若干名ハ有給トス

三、扶助ノ種類方法

扶助ハ生活扶助、居宅保護ヲ本旨トスルモ必要ニ応シ收容モ行フ

四、扶助費

(1) 扶助額 母ニ対シテ一日三十錢、子ニ対シテ一日一人ニ付二十錢

(2) 扶助費ノ負担 国庫ヨリ支出ス

五、雜則

(1) 母及之ニ代ルヘキ者著シク不行跡ニシテ子ノ養育上有害ナルトキハ扶助ヲ為サザルコトヲ得

(2) 詐欺其ノ他不正手段ニ依リ扶助ヲ受ケ又ハ受ケシメタル者ニ対スル罰則ヲ設ク

右建議ス

母子扶法制定ニ関スル建議案理由書

幼少ナル子女ヲ抱ヘ唯一ノ生活支持者タリシ夫ヲ失ヒタル母ニシテ其ノ生計維持ト子女養育トノ二大責務ヲ負フニ力ナク悲惨ナル生活ヲ送ル者少

カラス、為ニ近時他國ニ類例ナキ母子心中ノ頻発ヲ見ツツアルハ誠ニ憂慮ニ堪ヘサル所ナリ現行救護法ニ於テモ母子ノ救護ハ行ワレツツアリト雖十三才未滿ノ子女ト一才未滿ノ乳兒哺育中ノ母トニ限定セラルルヲ以テ大正一五年内務省調査ニ依ル要保護母子數ハ僅ニ五万二千人ニ過ギサルノ現状ナリ又救護法ニ依ル救護金ハ一日一人二〇錢ニシテ此ノ程度ノ救護ニテハ母子ノ生活ヲ維持スルコトハ到底困難ナリトスサレハ多數ノ母ハ担ナク家計ノ為ニ働クコトトナリ其ノ結果往々ニシテ子女ノ養育忽トナリ不良兒童發生ノ素因ヲ作り易キコトハ國家將來ノ為真ニ深憂禁シ能ハサル所ナリ依テ政府ハ速ニ救護法ト立場ヲ異ニスル母子扶助ノ法律ヲ制定シ母子ノ生活ヲ保障スルコトニ依リ貧家ヘノ転落ヲ防ギ母ヲ安心シテ第二國民ノ養育ニ専念セシメラレムコトヲ望ム、是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

民政党提出者

末松借一郎 坂東幸太郎 松田竹千代 比佐昌平

同賛成者三十名(氏名略)

〔婦選〕昭和一〇年三月号より)

民政党のそれには、とくに不良化の問題にふれたのが特徴的であつたといえよう。

母性保護連盟の議会運動は、その後成行がすこぶる良好であつた。

すなわち、貴族院における三請願採択の経過は、二月二三日岡部長景子爵によつて、まず、「母子ホーム」「母子扶法」の二請願が提出され、続いて三月一日に同じく岡部子爵によつて「家事調停裁判所設置」も提出された。

審議は、三月一日第三分科会での「家事裁判所設置」が最初で、高崎弓彦男爵が案の説明をし、政府委員からも賛成の意が述べられたが、政府が「民法改正の暁に」という態度であるのに対し、高崎男爵

は「一日も早く」と積極的な態度を示し、委員会にまわした。「母子ホーム」と「母子扶助法」は翌一二日の第二分科会で浜尾子爵が説明にあたり、これも委員会にまわされた。こうして、一五日の請願委員会で三請願そろって採択され、一八日の本会議において正式に採択が決定した。

一方衆議院では、つぎの四建議案が提出された。

一、母子ホームに関する建議案

(1) 二月二三日坂東幸太郎氏他二名提出 (賛成者三二名)

(2) 三月六日山本市英氏他四名提出 (賛成者三八名)

二、母子扶助法制定に関する建議案

(1) 二月二六日星島二郎氏他四名提出 (賛成者三二名)

(2) 三月二日末松借一郎氏他三名提出 (賛成者三〇名)

審議は、三月七日建議委員第二分科会において「母子扶助法」からはじめられ、星島氏が説明にあたり、政村委員からも鄭重な賛意がべられて民政派の案と併合し、修正可決した。「母子ホーム」は三月一四日同じ第二分科会で審議され、政友の山本市英氏が詳細な説明をし、民政の比佐昌平氏が之に答えて併合審議をのぞみ、結局併合修正可決となった。こうして、「母子扶助法」は九日、「母子ホーム」は一六日にそれぞれ建議委員会を経て二四日の本会議で可決された。「家事調停法」案も政友、民政両派から提出されたが、これは審議未了に終った。

母子保護法制定促進婦人連盟は、この間にも一方で二月一六日に第一回の全国代表者会議を開催したり、一七日には第六回全日本婦選大

会に後援団体として参加して共に運動を報告し、全女性の支持の下にその発展を期そうとする等の動きもなし、更に対議会運動が終ると、その報告もかねて今度の運動の協議を行なうために、総会にあたる第一回全国委員会を四月一九日にひらいて、会名を「母性保護連盟」と改称した。(『婦選』昭和一〇年四月号「母性保護議会運動成功」参照)

母性保護連盟は議会に対する運動を行なう一方、臨時議会へ凶作地母子の救済の請願運動を行なって採用された後、東京市に対して母子ホームに対する運動を開始した。東京市においては、母子ホーム建設計画は数年前に出来上ったといわれるが、現実はまだ民間私設の社会事業に留っていた。

ところが、東京市社会局の昭和十年度の予算の中に母子ホーム建設のための予算が含まれるらしいという情報をえた母子保護連盟は、委員長他五名の委員が市役所へ市長、社会局長、財務局長らを訪問して、母子ホーム建設の陳情をした。

市当局の計画は、「下谷竜泉寺無料宿泊所を婦人宿泊所に改造し、その一部分約三分の一を母子の為に開放」しようとする程度のものであった。それに対して連盟は、「これを全部母子ホームとして計画すること、そしてその経営は市が当るよりは民間の社会事業団体に委ねるべきであること、しかも男子よりは女子の方が適任であること」等を陳情した。(『婦選』昭和一〇年一月号「東京市へ母子ホームの陳情」要約)

連盟の案に対しては、市役所内にも相当の支持者があつて、一月二二日には、市社会局から山田委員長に対して呼出があつて、その後の

第6表 組織別母子寮数

都道府県	市	法人	会員	個人	計	
東京都	京	1	6	2	1	10
	都		1	1	1	3
	大	2	2		1	3
	神			1		3
	奈		2			2
	兵		2			2
	長				1	1
	群			1		1
	三		1		1	2
	愛			1		1
	静				1	1
	熊				1	1
	山				1	1
	岐			2		2
	長			1	1	1
	宮		3			3
	福			1		1
秋			1		1	
石				1	1	
広			1		1	
福					1	
徳					1	
香					1	
計	3	18	12	10	45	

社会局児童課調

第7表 施設現在人員数

母	子	492人
母	の	1,006
	計	1,498
独	身	89
合	計	1,587

第8表 施設有料無料別調

有	料	15	施設
無	料	22	
有	料	6	併用
無	料		
計		43	

経過報告を受けるに至った。

そこで、連盟から実地見聞をした上で具体要求を提出することとして、二月五日下午竜泉寺の宿泊所に市当局との会合を持った。こうして、母子ホーム建設の機運は強まり、まず一月に東京に先んじて甲府に一カ所開設された。

東京市営婦人宿泊所が開かれたのは一月になってからで、下谷区竜泉寺町に旧男子一泊所を改造した鉄筋コンクリート四階建、四畳半程度の母子室五二、单身婦人室(約十畳敷)十室、その他休養室、娯楽室、遊戯室、浴場、共同炊事場、作業室、サンルーム、洗濯室等を設えたものが出来上った。

恵和母子寮の名がつけられ、一日一室当一七銭、单身婦人は一日一二銭(いずれも二銭は共済費)で、水道、電燈、入浴料、寝具器具な

どは無料とされた。『女性展望』昭和十二年二月号「東京市母子ホーム開く」要約)

このようにして、東京市に市営の婦人宿泊所がはじめて開所したのであるが、その他の府県においては、ほとんどが民間団体や私営のものであった。

第6表、第7表、第8表は昭和一一年度の母子ホームの実情である。

(4) 展開期——二期

母性保護連盟は、議会運動と併行して社会事業的活動にも進出して目的貫徹を促進しようとする方法をとり、さきにも述べた母子ホーム開設要求の運動や、男子の諮問委員と協力して「母性保護制度研究会」のもとに「我国における母性保護の実態調査」に着手するなどの運動

を行なった。とともに、対議会運動と並んで、第二の社会的活動が、昭和十年の第八回全国社会事業大会においてなされた。

すなわち、一〇月二三日から二六日まで、東京において開催された第八回全国社会事業大会に対し、連盟は、議会に運動した三件を提出した。そして、二四日の第一回第一部会において「母子扶助法制定の件」並びに「母子ホーム急設助成の件」「家事調停裁判所設置の件」が一括上程となり、案は委員付記となった。委員会は、「公共団体並びに社会事業団体はこれを助長するために補助金を寄付すること」を決議して、家事調停法は司法大臣に、母子扶助法は内務、大蔵両大臣に宛制定方を建議し、付帯決議として、これらの実現をはかるために、継続委員会を設置することを中央社会事業協会に要求することとなり、二五日の部会においてこれらが可決された。

なお、その折すなわち第八回社会事業大会で決議された建議は、つぎのようなものであった。

母子扶助法制定要望ニ関スル件建議

政府ハ速ニ母子扶助法ヲ制定セラレシムコトヲ望ム

右第八回全国社会事業大会ノ決議ヲ以テ及建議候也

昭和一〇年一〇月二六日

第八回全国社会事業大会

会長 伯爵 清浦奎吾

内務大臣 後藤文夫殿

大蔵大臣 高橋是清殿

理由

幼少ナル子女ヲ抱ヘ唯一ノ生活支持者タリシ夫ヲ失ヒタル母ニシテ其ノ

生計維持ト子女養育トノ二大責務ヲ負フニ力ナク悲惨ナル生活ヲ送ル者數カラズ為ニ近時世相ノ悪化ニ伴ヒ年々母心中等ノ不詳事著シク増加スル傾向アルハ誠ニ憂慮ニ堪ヘザル所ナリ、政府ニ於テモ現行諸種ノ法令ニヨリ救護ノ方法ヲ講ゼラレツアリト雖モ未ダ不充分ニシテ之等母子ノ生活ヲ維持スルコトハ到底困難ナリ、サラバ其ノ結果往々ニシテ子女ノ養育忽トナリ不良児発生等ノ素因ヲ作り易キコトハ国家将来ノ為真ニ深憂禁シ能ハザル所ナリ。

依ツテ政府ハ速ニ救貧法ト立場ヲ異ニスル母子扶助法ノ法律ヲ制定シ母ラシテ安ンジテ第二國民ノ養育ニ専念セシメラレシムコトヲ望ム。

社会事業家の建議は、それまでのもの、とくに民主党のものにほぼ等しいものとみてよいであろう。なお、その当時、社会事業関係の資料として配布された「母子扶助法制に関する調査」というパンフレットには、「諸外国の母子扶助法にかんする解説」(第五九帝國議會提出、母子扶助法案(片山哲氏の提出したもの))、「児童扶助法案要綱」(新聞紙上ニ現ハレタル親子心中累年調(全日本方面委員聯盟調))が掲載されてあった。

こうして婦人の運動として出発した母子扶助法制定運動が、さらに社会事業団体の運動に至るまでに拡大したのである。

継続委員会は一月四日に組織され、母子保護問題はその第一委員会として、穂積重遠博士を委員長とし、原泰一、斉藤守圀、片山哲氏以下の諸氏と連盟側からも五名が参加した。この後、第六七議會は解散となり、総選挙が行なわれて、特別議會である第六九議會が一月五年にひらかれた。だが、ちようど二・二六事件のあとをうけた新内閣による六九議會は、数々の特殊情勢の下に開かれたものであるので、

対議会策についても特別の考慮が払われねばならなかった。

第一委員会、対議会策については、これを母性保護委員会に一任した。連盟は、新内閣の政策である「国民生活の安定」に対して母子扶助法の要求をもって進む方針で、五月一三日に片山哲氏によって母子扶助法案の提出に成功し、二二日には上程となり委員付記とされたが、会期切迫のために結局審議未了に終わった。

又、貴族院への運動は、今回はおこなわれなかった。

連盟の院外運動の拡大強化はその間にもすすめられ、四月に大阪母子保護連盟が、六月には京都母子保護連盟がそれぞれ創立され、東京を含む三都の連盟間に機関誌「母性保護」が一〇月から刊行され、又、三連盟とも共に相談部を開設し、同時に母子収容施設をもつ計画が進められるに至った。

ところで、臨時議会においては、提出法案が審議未了となってしまうので、継続委員会は第七〇議会对策をねり、母子扶助、家事調停の二法案の草案を特別委員会に一任することとし、穂積、片山、原の特別委員によって「母子扶助法案」の起草がおこなわれ、これが第一委員会案として、十一月一七日に内務大臣、大蔵大臣宛に建議された。

一方、これと前後して、十一月一三日の新聞は、一斉に現内閣が社会政策として母子保護法を制定する旨をその政治面に報導した。そして、税制改革案の実施に關し来年四月から断行されることに決定した郵便貯金の利下げによって生ずる預金部増収の全部を以て、

健康保険施設

保健所

母子保護法制定

救護法徹底強化等の社会政策的事業

に關する経費に投ずる方針であるというのであった。一二月一九日内務省社会局で立案中であつた母子保護法案が、いよいよ成案を得てその要綱で発表された。

問題となつた私生児とその母は、含まれることになつたが、当時の展型的な社会問題であつた失業、すなわち夫失業の場合の母子保護は、予算が膨張することを理由に削除された。

一方、この法律の制定のために運動をつづけてきた母性保護連盟としては、いよいよ成案を得たのを機会に両院議員、社会事業家、婦人団体の人々を招いて要綱検討の懇談会を開き、互いに修正意見を交換しあつた。意見を要約すると、つぎのとおりである。

一、子の年令一三才は一五才とし、母の中に妊婦をも含ませ、又母に代るものに祖母の他伯叔父母、姉を加えるべきである。

二、夫に扶養能力があつても、他の女と生活して妻子を顧みない場合は、「急迫の事情」に該当させて一時的救済をなすべきである。

三、母子保護委員を特設せよ。止むを得ない時には婦人方面委員を任用せよ。

四、費用は全部国庫負担とせよ。それでなければ市町村の義務を規定せよ。

以上のようなことは、いずれも母性保護法制定第一委員会案に含まれていたのである。

そして、内務省社会局立案の母子保護法は、三月二日議会上程されたが、反対的な意見はなく、委員付記となり、三月二〇日本会議において可決され、三月二一日「母子保護法」として公布された。

四、おわりに

以上の諸資料から、当時の家族制度が、都市家族においては、すでに母子家族の扶養を実現することが、かなり無理となっていたこと、そのため、当時の激しい社会変動のもとで、母子世帯になると一挙に転落せざるをえなくなっていたものが、少くなかったこと、だが、それに対して、その自立が可能なものはごくわずかで、しかも救済の道もまた近代的賃労働者となりうる道もなく、結局は、「母子心中」という限界的、悲劇的な状況におわらざるをえなかったことが理解できる。

と同時に、その状況のなかからは、当事者自体何らの要望もたすことなく、社会大衆党の「無産者としての共感、あるいは同情」また、同じ婦人の立場からの「共感」などが媒介となって、いわば、他者からの運動がおこったのである。しかも、それらは、「母」あるいは「子」自体の生存権保障というよりは、当時の家族主義思想に密着し、未来の国民である子でもの保護のために必要な方法ということでの母の保護、あるいは不良化防止のための手段、さらに第二の国民の健全育成という国策の手段として、母子保護法を制定するという論点でおしすすめられていったのであった。したがって、母が生きるための雇用政策や自立策などの積極策はなんら考えられることなく、あく

まで消極的「救護」策にとどまったものであった。

それは、市民としての権利が無視された当時のファシズム体制下の、典型的な社会活動の経過であったといえよう。それが、議会の討議でいわば権力機構との関連で、さらにどう論理化されたかは、次号に紹介したいと思う。